

裁判長
認印



調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成 2 9 年 (受) 第 1 6 9 9 号
決 定 日	平成 2 9 年 1 1 月 2 4 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 二 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	山 本 庸 幸 小 貫 芳 信 鬼 丸 か お る 菅 野 博 之
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	大阪高等裁判所平成29年(ネ)第282号(平成29年6月23日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第1 主文</p> <p>1 本件を上告審として受理しない。</p> <p>2 申立費用は申立人の負担とする。</p> <p>第2 理由</p> <p>本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。</p> <p>平成29年11月24日</p> <p>最高裁判所第二小法廷</p> <p>裁判所書記官 高 良 建 次 (印)</p>	

当事者目録

申 立 人	C F J 合 同 会 社
同 代 表 者 代 表 社 員	C F J ホールディングス株式会社
同 代 表 社 員 職 務 執 行 者	浅 野 俊 昭
相 手 方	
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	西 尾 剛

これは正本である。

平成 29 年 1 1 月 24 日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 高 良 建 次

